

板橋区商店街振興組合連合会が実施するデジタル地域通貨事業補助金交付要綱

(令和4年5月27日区長決定)

(通則)

第1条 板橋区商店街振興組合連合会が実施するデジタル地域通貨事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、板橋区商店街振興組合連合会（以下「振興組合連合会」という。）が実施するデジタル地域通貨事業に対し補助金を交付することにより、キャッシュレス決済の推進と、区内における消費の拡大による区内経済の活性化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第3条 この要綱において「デジタル地域通貨事業」とは、前条の目的を達成するために、板橋区内限定で使用できるデジタル地域通貨の導入、プレミアム付デジタル地域通貨の販売、ポイントの付与等、デジタル地域通貨の普及促進につながる事業をいう。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象は、デジタル地域通貨事業に係る次の各号に掲げる経費とする。ただし、会議費及び食料費は、補助の対象外とする。

- (1) 委託経費（デジタル地域通貨の導入及び運用、使い方相談会の実施、コールセンターの設置、普及促進のための事業実施経費等）
- (2) 印刷経費（PRポスター、チラシ、マニュアル等の作成等）
- (3) 管理経費（通信費、消耗品費等）
- (4) 消費者還元事業経費（プレミアム付デジタル地域通貨の発行額の総額から販売額の総額を控除した額のうち、換金された額に相当するものの経費等）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長と振興組合連合会が協議し、区長が必要と認めたもの

(補助率)

第5条 補助金は、毎年度予算の範囲内で交付するものとし、補助率は、前条各号に掲げる補助対象経費の100%とする。

(補助金の交付申請)

第6条 振興組合連合会は、補助金の交付を受けようとするときは、デジタル地域通貨事業に係る事業計画と収支予算について、振興組合連合会の理事会で議決を取り、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 理事会議事録
- (4) 定款
- (5) 組合員名簿
- (6) 前各号に掲げるもののほか区長が特に必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条に定める申請があった場合であって、当該申請に係る添付書類の内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により振興組合連合会に通知するものとする。

(承認事項)

第8条 振興組合連合会は、補助金交付の決定を受けた後、次の各号のいずれかの行為をしようとする場合は、補助金に係るデジタル地域通貨事業の内容の変更承認申請書（別記第3号様式）を区長に提出し、あらかじめ、補助金に係るデジタル地域通貨事業の内容の変更承認書（別記第4号様式）により承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち、軽微なものについては、この限りでない。

- (1) デジタル地域通貨事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) デジタル地域通貨事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) デジタル地域通貨事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(実績報告)

第9条 振興組合連合会は、デジタル地域通貨事業が終了したときは、補助金に係る事業完了報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) デジタル地域通貨販売・換金実績書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 区長は、前条の規定により提出された事業完了報告書等を審査し、又は必要に応じて実態調査を行い、補助金の執行が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、第7条の規定により決定した交付決定額と前条の事業完了報告書を踏まえて算出した補助金の額のいずれか低い額をもって交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（別記第6号様式）により振興組合連合会へ通知する。

(補助金の支払等)

第11条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。

- 2 区長は、前項の規定にかかわらず、事業の円滑な遂行のため必要であると認める場合は、補助金の交付決定後、概算払をすることができる。
- 3 振興組合連合会は、第1項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書（別記第7号様式）を、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記第8号様式）を区長に提出しなければならない。
- 4 振興組合連合会は、補助金の概算払を受けたときは、前条の規定により補助金交付額確定通知書受領後、補助金清算書（別記第9号様式）を区長に提出し、速やかに清算しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 区長は、振興組合連合会が次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

（補助金の返還）

第13条 区長は、第10条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。この場合において、返還を命ずる金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（書類の整備等）

第14条 振興組合連合会は、デジタル地域通貨事業の完了後、区長から求めがあったときは、事業内容等について常に公開できるよう書類を整備しなければならない。この場合において、公開期限は、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

（その他）

第15条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、産業経済部長が別にこれを定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

別 記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（ 宛 先 ）

板 橋 区 長

所 在 地

団 体 名 称

代表者職・氏名

デジタル地域通貨事業補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を行うので、板橋区商店街振興組合連合会が実施するデジタル地域通貨事業補助金第6条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請金額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 理事会議事録
- (4) 定款
- (5) 組合員名簿
- (6) その他区長が特に必要と認める書類

年 月 日

様

板橋区長

デジタル地域通貨事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったデジタル地域通貨事業補助金については、板橋区商店街振興組合連合会が実施するデジタル地域通貨事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付決定金額 金 円

- 2 交付条件
 - (1) 交付金は、デジタル地域通貨の発行、販売その他のデジタル地域通貨に係る経費に充てること。
 - (2) 事業終了後、すみやかに事業報告書を提出すること。
 - (3) 上記の条件に違反したときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）
板橋区長

所在地
団体名称
代表者職・氏名

デジタル地域通貨事業補助金に係る事業内容の変更承認申請書

年 月 日付 板 第 号の をもって交付決定の通知のあったデジタル地域通貨事業を変更したいので、板橋区商店街振興組合連合会が実施するデジタル地域通貨事業補助金交付要綱第8条により申請します。

記

1 変更内容

(1) 金額

(2) 内容

2 変更理由

3 その他（添付資料など）

年 月 日

様

板橋区長

デジタル地域通貨事業補助金に係る事業内容変更等承認通知書

年 月 日付をもって承認の申請のあったデジタル地域通貨事業の変更については板橋区商店街振興組合連合会が実施するデジタル地域通貨事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）
板橋区長

所在地
団体名称
代表者職・氏名

デジタル地域通貨事業補助金に係る事業完了報告書

年 月 日付 板 第 号の により交付決定の通知のあったデジタル地域通貨事業が完了したので、板橋区商店街振興組合連合会が実施するデジタル地域通貨事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額 金 円
- 2 事業に要した経費 金 円
- 3 収支決算書 別紙のとおり〔領収書（写）添付〕
- 4 デジタル地域通貨販売・換金実績書 別紙のとおり
- 5 その他区長が特に必要と認める書類

年 月 日

様

板橋区長

デジタル地域通貨事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付 板 第 号の により交付決定したデジタル地域通貨事業補助金については、年 月 日付をもって提出された実績報告書を審査した結果、デジタル地域通貨事業の成果が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、下記のとおり額を確定する。

なお、すでに交付した補助金との差額が生じた場合は、年 月 日までに精算する。

記

1 確定額 金 円

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）
板橋区長

所在地
団体名称
代表者職・氏名

デジタル地域通貨事業補助金請求書

年 月 日に交付確定を受けた補助金について、板橋区商店街振興組合連合会が実施するデジタル地域通貨事業補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

第8号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）
板橋区長

所在地
団体名称
代表者職・氏名

デジタル地域通貨事業補助金概算払請求書

年 月 日に交付決定を受けた補助金について、板橋区商店街振興組合連合会が実施するデジタル地域通貨事業補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 補助事業名

2 概算払請求理由

3 交付決定額 金 円

4 概算払請求額 金 円

5 残 額 金 円

年 月 日

（ 宛 先 ）
板 橋 区 長

所 在 地
団 体 名 称
代表者職・氏名

デジタル地域通貨事業補助金清算書

年 月 日付 板 第 号の をもって確定通知のあったデジタル地域通貨事業
が完了したので、板橋区商店街振興組合連合会が実施するデジタル地域通貨事業補助金交付要綱
第11条第4項の規定により、下記のとおり清算します。

記

1 交 付 決 定 額	金	円
2 確 定 額	金	円
3 概算払受領済額	金	円
4 清 算 額	金	円
5 残 額	金	円